

(様式例第11)



徳病経第138号
令和5年10月5日

徳島県知事 殿

申請者 氏 名 徳島県病院事業開設者
徳島県知事 後藤田 正純

徳島県立三好病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和4年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
氏名	徳島県

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

徳島県立三好病院

3 所在の場所

〒778-8503 徳島県三好市池田町シマ 815-2	電話 (0883) 72 - 1131
-----------------------------	---------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	6 床	8 床	床	206 床	220 床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 4 床 人工呼吸器、患者監視装置、超音波診断装置、血液浄化用装置
化学検査室	(主な設備) 生化学自動分析装置、血液ガス分析装置、 多項目自動血球分析装置、全自動血液凝固測定装置、全自動免疫測定装置
細菌検査室	(主な設備) 全自動感受性検査装置、全自動血液培養・抗酸菌培養装置、 顕微鏡
病理検査室	(主な設備) クリオスタット、顕微鏡、病理診断画像伝送装置
病理解剖室	(主な設備) 病理解剖台、解剖器械一式
研究室	(主な設備) パソコン、プリンタ、書庫
講義室	室数 1 室 収容定員 100 人
図書室	室数 1 室 蔵所数 2,600 冊程度
救急用又は患者 搬送用自動車	(主な設備) 患者搬送用自動車 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 11.96 m ² [共用室の場合] 薬剤科長室と共用

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率	82.3 %	算定 期間	令和 4年 4月 1日～令和 5年 3月 31日
地域医療支援病院 逆紹介率	107.8 %		
算出 根拠	A : 紹介患者の数	3,494 人	
	B : 初診患者の数	4,246 人	
	C : 逆紹介患者の数	4,576 人	

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
		別添1のとおり	常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	10床
専用病床	10床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急室	289.68 m ²	(主な設備) ベッドサイドモニタ、超音波診断装置、心電計、除細動装置	可
画像診断室	847.06 m ²	(主な設備) 一般撮影装置、連続血管撮影装置、MRI、CT	可
検査室	283.65 m ²	(主な設備) 生化学自動分析装置、血液ガス分析装置、血管凝固測定装置	可
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	

4 備考

救急告示病院

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	1,802 人 (811 人)
上記以外の救急患者の数	4,814 人 (564 人)
合計	6,616 人 (1,375 人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1 台
---------------	-----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

○ 共同利用をおこなった医療機関の延べ数	CT検査 178件	MRI検査 87件
うち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数	CT検査 178件	MRI検査 87件
○ 共同利用に係る病床の病床利用率	0%	

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

CT MRI 病床 5床

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 有 無
- イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名
- 職 種

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別添2のとおり				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5床
--------------	----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

講師：
 演題：摂食嚥下講演会
 開催日：R5. 1. 6
 参加者数：95人（うち院外55人）

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	1回
(2) (1) の合計研修者数	95人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有・無
- イ 研修委員会設置の有無 有・無
- ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
別添3のとおり				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講義室	106.54 m ²	(主な設備) 会議机、椅子 プロジェクター、スクリーン、マイク
図書室	18.90 m ²	(主な設備) 書架、パソコン、机、椅子
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		診療録保管庫及び電子カルテ内	患者ごとに保管
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	患者支援センター	
	救急医療の提供の実績	経営・情報担当	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	医学教育センター	
	閲覧実績	経営・情報担当	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	患者支援センター	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	事務局 経営・情報担当
閲覧の手続の概要	患者支援センターまたは経営・情報担当へ申し出る

前年度の総閲覧件数		0 件
閲覧者別	医師	0 件
	歯科医師	0 件
	地方公共団体	0 件
	その他	0 件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	0回	新型コロナウイルス感染症の影響により未開催
委員会における議論の概要		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・ <u>相談室</u> その他 ()
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	
患者相談件数	5,540 件
患者相談の概要	
<p><input type="checkbox"/> 退院援助 (転院・施設入所、在宅支援)</p> <p><input type="checkbox"/> 受診・入院援助 (かかりつけ医の紹介・調整、入院先紹介、病院受診や入院援助)</p> <p><input type="checkbox"/> 経済的問題援助 (医療費、生活費等に関する調整)</p> <p><input type="checkbox"/> 家族問題援助</p> <p><input type="checkbox"/> 療養上の問題に関する援助 (受容、心理的・社会的問題、理解促進、人間関係調整)</p> <p><input type="checkbox"/> 日常生活援助</p> <p><input type="checkbox"/> 情報提供</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式例第19-2) 地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定めた事項

都道府県知事が定めた内容
該当なし
実施状況

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構 3rdG : Ver. 2.0 一般病院 2 (主たる機能)、緩和ケア病院 (副機能) 認定期間 2020年12月18日～2025年12月17日	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 病院ホームページ	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 看護師5名、MSW2名、PSW1名	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 肺がんパス、糖尿病パス ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 医療機関や施設を訪問し、パスの周知を図り運用の拡大に努めている。	

番号	職 種	氏 名	勤務の態様	勤務時間	備 考
233	薬剤師		常勤・非専従	〃	
234	薬剤師		常勤・非専従	〃	
235	臨床工学技士		常勤・非専従	〃	待機あり
236	臨床工学技士		常勤・非専従	〃	〃
237	臨床工学技士		常勤・非専従	〃	〃
238	臨床工学技士		常勤・非専従	〃	〃
239	臨床工学技士		常勤・非専従	〃	〃

登録医療機関の名簿

令和5年3月31日現在

医療機関	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
三木医院		三好市三野町芝生1027	内科、小児科、泌尿器科	なし
内田医院		三好郡東みよし町加茂1803-9	内科、胃腸科、循環器科、小児科、眼科、皮膚科	なし
北條病院		三好市池田町マチ2526-7	内科、胃腸科、呼吸器科、脳神経外科、整形外科	なし
三野野医院		三好市三野町芝生136-1	内科、小児科、放射線科、心療内科	なし
大和外科医院		三好市池田町マチ2524-2	外科、整形外科、消化器科、小児外科、麻酔科	なし
山下医院		三好郡東みよし町屋間3656	内科、胃腸科	なし
松浦医院		三好郡東みよし町中庄28	内科、呼吸器科、小児科	なし
安宅循環器内科		三好市池田町ササガ1651-2	内科、呼吸器科、胃腸科、循環器科	なし
三加茂田中病院		三好郡東みよし町加茂1883-4	内科、消化器科、外科、神経内科、整形外科	なし
三野田中病院		三好市三野町芝生1242-6	内科、整形外科、外科、循環器内科	なし
内田医院		三好市池田町中西ナガウチ254-3	内科、呼吸器科、消化器科、外科、整形外科	なし
秋田病院		三好市池田町州津堂面215	精神科、神経科、内科	なし
優生西部診療所		三好市井川町吉岡127-2	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、整形外科	なし
田岡医院		三好市池田町シマ934-6	内科、消化器科、呼吸器科、小児科、婦人科	なし
村山内科		三好市池田町ササガ1795-1	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科	なし
宮佐医院		三好市池田町マチ2478-1	内科、神経内科、リハビリテーション科、心療内科	なし
いわき眼科		三好郡東みよし町加茂1515-1	眼科	なし
三好市国民健康保険市立三野病院		三好市池田町マチ2443-1	内科、外科、整形外科	なし
浜クリニック		三好市池田町川崎宮ノ前123-1	内科、外科、整形外科、眼科	なし
整形外科内科		三好市池田町大字脇原148	内科、小児科、アレルギー科、リハビリテーション科	なし
くまろクリニック		三好郡東みよし町中庄728-1	精神科、神経科、心療内科、内科	なし
ゆうあいホスピタル		三好市西祖谷山村一宇368-9	内科、外科、整形外科、眼科、脳神経外科	なし
三好市国民健康保険西祖谷山村診療所		三好郡東みよし町中庄1011-3	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科、内科	なし
瀧内整形外科病院		三好市山城町上名1584番地3-3	内科	なし
三好市国民健康保険大歩危診療所		美馬市脇町字梓原2576	内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科	なし
成田医院		美馬市脇町字梓原1558	外科、内科、皮膚泌尿器科、放射線科	なし
吉川医院		美馬市脇町大字脇原中道725-2	内科、精神科、神経科、循環器科、神経内科	なし
市橋内科医院		美馬市美馬町東米市2-1	内科、胃腸科、外科、整形外科、麻酔科、こころ内科	なし
木下内科循環器科		美馬市美馬町字鏡掛45-1	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科	なし
陸町中央医院		美馬市脇町大字脇原316-2	内科、呼吸器内科、麻酔科	なし
国見医院		美馬市六吹町字九反地1-1	内科、整形外科、リハビリテーション科	なし
佐藤リハビリテーション病院		美馬市美馬町字沼田75	内科、整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科	なし
佐藤内科		美馬市脇町字梓原1415-2	内科、小児科、精神科	なし
ホウエツ病院		美馬市脇町大字箱原字八幡神社下南130-3	内科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科	なし
佐藤外科整形外科医院		美馬郡つるぎ町半田字松生299-1	外科、整形外科、胃腸科、こころ内科	なし
佐々木医院		美馬市美馬町字宗重114-1	内科、外科	なし
大島医院		美馬市脇町大字脇原1301-1	内科、麻酔科	なし
田村医院		美馬郡つるぎ町貞光字宮下12-4	内科、小児科、皮膚泌尿器科	なし
成田クリニック		美馬市脇町大字箱原字東分27-1	内科、消化器科、外科、放射線科	なし
折野病院		美馬市美馬町字ナロ725	内科、精神科、神経科	なし

別添3（様式例第15）3

○研修指導者の名簿

番号	研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
1		医師	循環器内科	院長	32年	
2		医師	脳神経外科	副院長	34年	
3		医師	整形外科	副院長	33年	
4		医師	呼吸器内科	部長	27年	
5		医師	呼吸器内科		4年	
6		医師	呼吸器内科		4年	
7		医師	消化器内科	部長	22年	
8		医師	消化器内科		8年	
9		医師	消化器内科		6年	
10		医師	消化器内科		4年	
11		医師	循環器内科	副部長	21年	
12		医師	循環器内科		10年	
13		医師	循環器内科		4年	
14		医師	緩和ケア内科	部長	37年	
15		医師	緩和ケア内科		6年	
16		医師	脳神経外科	副部長	19年	
17		医師	脳神経外科		8年	
18		医師	整形外科	部長	26年	
19		医師	整形外科	部長	25年	
20		医師	整形外科	副部長	18年	
21		医師	整形外科		10年	
22		医師	整形外科		6年	
23		医師	泌尿器科	部長	24年	
24		医師	産婦人科	副部長	17年	
25		医師	救急科		26年	
26		医師	救急科		4年	
27		医師	救急科		6年	
28		医師	麻酔科	部長	34年	
29		医師	麻酔科		6年	
30		医師	総合診療科		7年	
31		医師	外科		41年	
32		医師	外科		3年	

徳島県立三好病院地域医療連携事業の概要と手引き

徳島県立三好病院

目 的

本事業は、各医師会の賛同を得て、徳島県立三好病院（以下「病院」という。）の機能を広く開放することにより、病診連携の一層の充実を図り、県民に良質な医療を継続的に提供することを目的とするものです。

概 要

美馬市、三好市、美馬郡及び三好郡内に所在する医療機関等において医療等に従事している医師は、徳島県立三好病院長（以下「病院長」という。）の登録を受けることにより、次に掲げるような病院の機能を利用できます。また、総合窓口として、病院内に患者支援センターを設置しています。

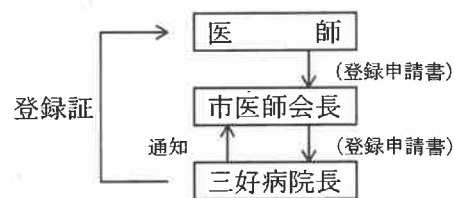
- 1 共同診療の実施（共同病床は5床）
- 2 高額医療機器等の共同利用
- 3 研修の場の提供
- 4 情報の提供

各事業の内容と手続き

1 登録医

本事業により病院を利用するには、登録医となる必要があります。登録医とは、美馬市、三好市、美馬郡及び三好郡内に所在する医療機関等において医療等に従事している医師であって、市医師会長の推薦を得て病院長に登録申請（細則様式第1号）し、登録証（細則様式第2号）の交付を受けた者です。利用の際はこの登録証を携帯してください。

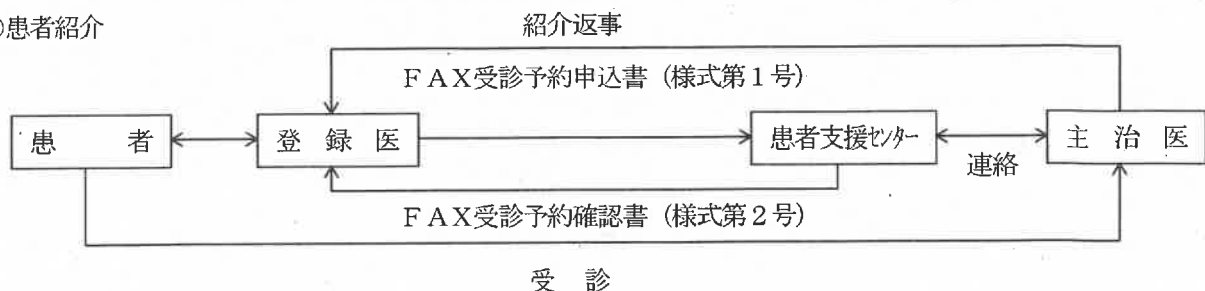
○登録手続



2 患者紹介

- (1) 登録医が患者を紹介する場合は、入院・外来にかかわらず、緊急の場合を除き、原則としてFAX受診予約申込書（様式第1号）を患者支援センターへファックス送信してください。
- (2) 患者支援センターから登録医に、FAX受診予約確認書（様式第2号）をファックス送信することにより外来受診予約日時等を通知します。なお、入院の要否は、緊急の場合を除き、外来診察の結果によって主治医が決定し、その結果を患者に伝えるとともに、登録医に回答します。
- (3) 登録医は、診療情報提供書とFAX受診予約確認書（様式第2号）に添付の予約券を患者へ渡し、予約日に当該診療科で受診するよう御案内ください。
- (4) 救急患者の紹介等の緊急の場合には、救命救急センターへ直接お電話ください。

○患者紹介



ファックス番号 0883 (72) 3722

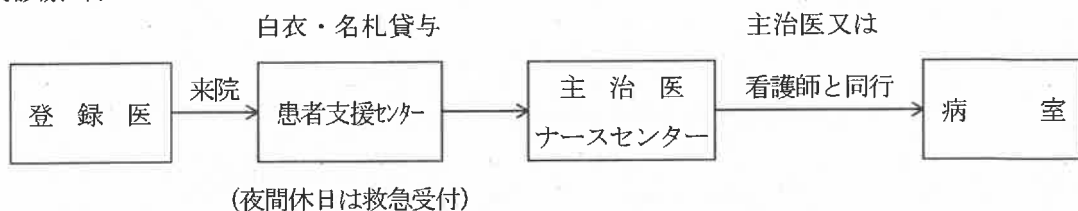
3 共同診療

- (1) 登録医は、病院の医師と共に、紹介により入院した患者を共同診療することができます。この場合、病院の医師が主治医、登録医が副主治医となります。
- (2) 患者の入退院の決定は主治医が行います。
- (3) 登録医は、共同診療の希望があるときは、事前に共同診療申込書（様式第3号）を患者支援センターへファックス送信してください。患者支援センターから登録医に、診察日時等を通知します。
- (4) 共同診療当日、登録医は、患者支援センターに立ち寄り、白衣・名札の貸与を受けて着用し、病室を訪問してください。その際は、主治医又は看護師の同行を求めてください。
- (5) 登録医は、患者に対して単独の医療行為や病院の職員に対して患者の治療に関する直接の指示はできません。
- (6) 登録医は、診療の記録を開放型病床共同診療・指導等記録（様式第4号）に記載してください。電子カルテシステムを使用して記入する場合は、IDとパスワードが必要です。IDとパスワードは、登録医の一人ひとりに配布します。なお、パスワードは来院日のみ利用可能となっています。
- (7) 診療時間は、緊急の場合を除いて、病院の外来診療日の午前9時30分から午後5時までです。時間外の共同診療については、時間内にファックスで事前に申込み・予約をしてください。当日（夜間、休日）は救急受付へお越しください。
- (8) 共同診療に係る患者の入院中の診療報酬は病院に帰属します。ただし、開放型病院共同指導料（I）は登録医に帰属します。

○共同診療申込



○共同診療当日



注) 開放型病床共同診療・指導等記録（様式第4号）は、診療後に、ナースステーションで記入してください。

4 高額医療機器等の共同利用

- (1) 登録医は、病院のCT、MRI等の高額医療機器等を共同利用できます。
- (2) 登録医は、共同利用の希望があるときは、事前にFAX受診予約申込書（様式第1号）を患者支援センターへファックス送信してください。予約受付は月～金曜日の午前8時30分から午後5時までです。
- (3) この共同利用は主治医の行う診療業務についてのみ行うことができます。
- (4) 登録医は、診療情報提供書を患者へ渡し、予約日に放射線科で受診するよう御案内ください。

5 症例検討会等への参加

登録医は、病院の開催する症例検討会等に参加できます。開催日時については、医師会報等を通じて情報提供しますので、参加を希望する登録医は、前もって患者支援センターへ申し込んでください。当日は直接会場へお越しください。

ただし、緊急処置等都合により症例検討会等が中止になることもありますので、あらかじめ御了承ください。

6 医師会研修医（研修期間12か月以内）

登録医は、病院の研修医として診療に関する専門知識及び技能を習得することができます。

本事業の医師会研修医を希望される登録医は、研修願書（細則様式第5号）に必要事項を記入の上、市医師会長の推薦を得て病院長に申し込んでください。必要事項を調整の後、受け入れの可否を市医師会長を経由して通知します。

この研修は見学を主体とします。なお、研修医の服務等は病院の職員に準じます。

7 資料の持ち出し禁止

登録医は、共同診療を行った患者に関する診療記録等を閲覧できますが、これを院外に持ち出すことはできません。ただし、診療情報等複写交付申請書（細則様式第4号）に患者本人の同意書と必要な実費を添えて申請し許可を得れば、これら資料の複写の交付が受けられます。

8 その他

(1) 本事業に基づいて病院を訪れる際は、登録証を携帯し、関係職員に提示してください。

(2) 申請書、FAX受診予約申込書等はすべて患者支援センターあて提出してください。

(3) 診療に必要な白衣等は、患者支援センターに用意してあります。

(4) 車で来院された場合には、無料駐車券をお渡ししますので、あらかじめ病院職員まで申し出てください。

(5) その他お問い合わせ等につきましては、患者支援センターまでお願いします。

(連絡・問い合わせ先)

徳島県立三好病院患者支援センター

〒778-8503 三好市池田町シマ815-2

TEL (0883)72-1131 (代表) FAX (0883)72-3722